

事務連絡  
令和3年12月28日

各 都道府県 }  
市区町村 } 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室  
厚生労働省健康局健康課予防接種室

障害者支援施設等の入所者等における初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに  
新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者支援施設等に入所・入居する者（以下「入所者等」という。）や従事者への新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ）については、「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）について」（令和3年11月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか連名事務連絡）にて、お示したところです。

今般、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」（令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（別添）が発出されたことを踏まえ、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施できる障害者支援施設等の入所者等及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者の範囲について下記のとおり整理いたしました。

つきましては、別添の事務連絡の実施手順等もご確認の上、各自治体の障害保健福祉部局と衛生主管部局とで連携しながら、円滑な接種の実施についてご協力をお願いいたします。

## 記

別添の事務連絡中の「高齢者施設等」及び「通所サービス事業所」には、以下の高齢者が入所・居住する障害者支援施設等及び高齢者の利用者がいる通所によるサービスを提供する事業所が含まれ、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、別添の事務連絡の手順により、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施できること。

その際には、特に、別添の事務連絡1.(2)実施手順に記載のとおり、重症化のリスクが高い入所者が多い施設における接種を優先することとされていることに留意しつつ、市町村の衛生主管部局と連携して対応すること。

また、これらの手順により追加接種を実施する場合には、高齢者の入所者等に限らず、施設・事業所単位で、初回接種の完了から6か月以上経過している高齢者以外の入所者等に同時に接種することも差し支えないこと。

### ○ 障害者支援施設等の入所者等及び従事者

障害者支援施設等とは、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第6版）」第2章2（2）ウの表3に掲げる、障害者支援施設、共同生活援助事業所、重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る。）及び福祉ホーム等である。

### ○ 通所によるサービスを提供する事業所の利用者及び従事者

通所によるサービスを提供する事業所については、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の通所系サービスのほか、短期入所や地域活動支援センター等についても含まれる。

以 上